

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 2 日 (金) 第222号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○保安林の指定予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	1
○保安林の指定の解除	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示	(森づくり推進課取扱い)	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止	(社会福祉課取扱い)	2
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (2件)	(社会福祉課取扱い)	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の変更事項の届出	(障害福祉課取扱い)	3
○県営土地改良事業に係る換地処分 (2件)	(農地整備課取扱い)	3
○道路の区域の変更 (2件)	(道路維持課取扱い)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課取扱い)	4
○車両制限令に基づく道路の指定及び通行方法	(道路維持課取扱い)	5
○車両制限令に基づく道路の指定の解除	(道路維持課取扱い)	5
○車両制限令に基づく道路の指定	(道路維持課取扱い)	6
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課取扱い)	6
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課取扱い)	6
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	7
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課取扱い)	7
○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧	(都市計画課取扱い)	7
公 告		
○落札者等の公告 (6件)	(デジタル推進課取扱い)	8
○令和3年度第1回家畜人工授精講習会開催公告	(畜産課取扱い)	10
○一般競争入札公告	(会計課取扱い)	11
公 安 委 員 会 規 則		
○鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(交通規制課取扱い)	14

告 示

鹿児島県告示第769号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於市財部町下財部字平原4879番3, 4883番, 4884番, 字大塚原5782番3, 5782番5, 5783番2, 5788番6
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第770号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除に係る保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字本田ノ平554番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第771号

令和3年5月21日鹿児島県告示第664号（以下「告示第664号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を出水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
西牟田正喜	出水市下大川内字飛久留1236番3, 1282番3, 字瀧下4049番15	告示第664号の変更後の指定施業要件のとおりに
二宮隆	出水市下大川内字飛久留1239番1	
二宮宏輔	出水市下大川内字飛久留1240番, 字葛根平1295番1	

鹿児島県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
まさやクリニック	霧島市隼人町見次560-3	平成25年9月30日
さと薬局	伊佐市大口市358番地1	令和元年12月1日
みどりの里薬局	伊佐市大口上町34番地11	令和元年12月1日

四季デンタルクリニック

鹿屋市寿四丁目755番地4

令和3年4月30日

鹿児島県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
四季デンタルクリニック	鹿屋市寿四丁目15番18-1号	令和3年5月1日
あさみ調剤薬局川内店	薩摩川内市勝目町5860番地3	令和3年6月1日
クイーンズ乳腺クリニック	薩摩川内市若葉町7番10号	令和3年6月16日

鹿児島県告示第774号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定介護機関として指定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 者		事 業 所		指定年月日	サービスの種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
吉満富士夫	鹿児島市川上町615-8	介護付有料老人ホーム今日館	霧島市隼人町住吉188番地	令和3年3月1日	特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者生活介護

鹿児島県告示第775号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療の種類
			変 更 前	変 更 後	
株式会社みすづ 薩摩川内市中郷町4805番地1	訪問看護ステーションみすづ 薩摩川内市中郷町4805番地1	医療機関の名称	合同会社みすづ	株式会社みすづ	精神通院医療
特定非営利活動法人Ry o u i k u C i r c l e はなはな 霧島市国分姫城3147番地1	訪問看護ステーションめばえ 霧島市国分姫城3147番地1	事業所の所在地	霧島市国分郡田238番地1	霧島市国分姫城3147番地1	精神通院医療

鹿児島県告示第776号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）垂水地区大坪換地区の換地計画に係る換地処分を、令和3年6月18日に行った。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第777号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）垂水地区澤津換地区の換地計画に係る換地処分を、令和3年6月18日に行った。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第778号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年7月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市吾平町麓字坂元上552番8地先から同市吾平町上名字祇園前338番2地先まで	前	7.5~44.3	3,053.6
			後	7.5~53.8	3,053.6
			後	11.0~110.5	3,080.0

鹿児島県告示第779号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和3年7月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字西原3923番1地先から同市吾平町麓字久保田牧3880番地先まで	前	12.1~13.6	197.1
			後	11.0~30.3	197.1

鹿児島県告示第780号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和3年7月2日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町山重字白渡11340番1地先から同市有明町山重字山中11659番3地先まで	令和3年7月2日

鹿児島県告示第781号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が最大4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	志布志福山線 （都城志布志道路）	志布志市志布志町安楽字長迫2541番1地先から同市有明町伊崎田字下原8104番2地先まで
	飯野松山都城線 （都城志布志道路）	曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先から同市末吉町南之郷字大内田2019番2地先まで

2 指定する期日

令和3年7月2日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離をとらせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

鹿児島県告示第782号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として指定した次の道路の指定を解除する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定を解除する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字後原畑5241番2地先から同市末吉町南之郷字黒房5212番4地先まで
	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字西ノ原6022番2地先から同市末吉町南之郷字宮馬場1538番1地先まで

- 2 指定を解除する期日
令和3年7月2日

鹿児島県告示第783号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次のとおり指定する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	志布志福山線 （都城志布志道路）	志布志市志布志町安楽字長迫2541番1地先から同市有明町伊崎田字下原8104番2地先まで（志布志インターチェンジ及び有明東インターチェンジを除く。）
	飯野松山都城線 （都城志布志道路）	曾於市末吉町南之郷字後原畑5296番3地先から同市末吉町南之郷字大内田2019番2地先まで
	志布志停車場線	志布志市志布志町志布志三丁目3133番449地先から2376番6地先まで

- 2 指定する期日
令和3年7月2日

鹿児島県告示第784号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・轟町1及び急・モマ次郎1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・轟町1及び急・モマ次郎1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・屋地1，急・轟町1及び急・モマ次郎1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第787号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	さつま町	急・屋地1，急・轟町1及び急・モマ次郎1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第788号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
 - (2) 名称 シャイニーヒル魚見地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワークのネットワーク及び関連整備 一式
 - 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和3年5月11日
 - 4 落札者の氏名及び住所
株式会社Q T n e t
福岡市中央区天神一丁目12番20号
 - 5 落札金額
1,799,424,000円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月30日
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
仮想化基盤の賃貸借 一式
 - 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
 - 3 落札者を決定した日
令和3年5月14日
 - 4 落札者の氏名及び住所
J A 三井リース九州株式会社
熊本市中央区紺屋今町9番6号
 - 5 落札金額
839,678,400円
 - 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月26日
-

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク（統合型認証システム）の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係

鹿児島市鴨池新町10番1号

- 3 落札者を決定した日
令和3年5月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
N T T ・ T C リース株式会社南九州支店
熊本市中央区花畑町4番1号
- 5 落札金額
519,346,080円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月26日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
文書管理システムの賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
285,991,200円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月26日

.....

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク（マイナンバー系分離環境）の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
J A 三井リース九州株式会社
熊本市中央区紺屋今町9番6号
- 5 落札金額
519,789,600円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月30日

.....
落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
行政情報ネットワーク（内部システム）の賃貸借 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県総合政策部デジタル推進課情報ネットワーク係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱HCキャピタル株式会社
福岡市博多区店屋町1-35
- 5 落札金額
189,288,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年3月30日

.....
令和3年度第1回家畜人工授精講習会開催公告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年7月2日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開催期日
令和3年8月30日（月）から同年10月4日（月）までの日（県の休日を除く。）
- 2 開催場所
鹿児島県農業開発総合センター畜産試験場（霧島市国分上之段2440番地）
- 3 講習会の定員
30人
- 4 講習会に係る家畜の種類
牛
- 5 受講及び修業試験の免除
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学その他農林水産大臣の指定する教育機関（以下「大学等」という。）において家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。）第23条第1項各号に掲げる科目のうち次に掲げる科目を修めた者に対しては、その修めた科目（以下「受講等免除科目」という。）についての講習会の受講及び修業試験を免除する。
 - ア 学科 畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理又は種付けの理論
 - イ 実習 家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖又は発情鑑定
 - (2) 他の種類の家畜について講習会の修業試験に合格している者に対しては、省令第23条第1項第1号に掲げる一般科目についての講習会の受講及び修業試験を免除する。

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 家畜人工授精講習会受講願書

イ 履歴書

ウ 写真（出願前6月以内に撮影した縦4センチメートル横3センチメートルの脱帽正面上半身像のもの）

エ 5に該当する者にあつては、家畜人工授精講習会受講等免除願及び大学等において受講等免除科目を修めたことを証する書面又は修業試験の合格証明書の写し

(2) 提出書類等の提出先

受講希望者の住所地を管轄する家畜保健衛生所又はその支所（県外居住の受講希望者にあつては、鹿児島県農政部畜産課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577））

(3) 提出書類等の受付期間

令和3年7月9日（金）から同月19日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和3年7月19日の消印のあるものまで受け付ける。

7 受講願書及び受講等免除願の用紙の交付

家畜人工授精講習会受講願書及び家畜人工授精講習会受講等免除願の用紙は、鹿児島県農政部畜産課並びに各家畜保健衛生所及びその支所において交付する。

なお、これらの用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、84円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

8 受講手数料

34,500円（講習会の初日に鹿児島県収入証紙により納付すること。）

9 受講者の選考

受講申込者が講習会の定員を超えるときは、受講申込者に対し次により実施する試験の成績、地域の実情等を考慮して受講者を選考する。

(1) 試験の日時

令和3年8月3日（火）午後2時から午後4時まで

(2) 試験の場所

鹿児島県庁（行政庁舎7階）共用会議室7-A-2

(3) 試験の内容

畜産についての筆記試験

(4) 試験手数料

無料

(5) 試験の通知

試験を実施する場合は、令和3年7月28日（水）までに受講申込者にその旨を通知する。

(6) 受講者の決定通知

受講者として選考された者に対しては、令和3年8月16日（月）までにその旨を通知する。

10 その他

講習会についての照会は、鹿児島県農政部畜産課（電話099-286-3223）又は各家畜保健衛生所若しくはその支所に対して行うこと。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年7月2日

鹿児島県警察本部長 鈴木敏夫

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

交通事故情報管理システム分析装置等の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和4年1月31日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和4年2月1日から令和9年1月31日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和3年7月2日から同月21日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和3年8月23日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年8月24日午後1時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和3年7月27日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110 (内線2232)
ファックス番号 099-206-5560
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
 - (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Analyzer of information manegement system for traffic accidents:1set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
31 January 2022
 - (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 23 August 2021
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会規則

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 3 年 7 月 2 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第24号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
鹿児島県道路交通法施行細則 (昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号) の一部を次のように改正する。
別表第 4 中

「 主要地方道志布志福山線 (都城志布志道路)	志布志市有明町伊崎田有明東 I C から有明北 I C まで	を
「 主要地方道志布志福山線 (都城志布志道路)	志布志市志布志町安楽志布志 I C から同市有明町伊崎田有明北 I C まで	に,
「 一般県道飯野松山都城線 (都城	志布志市有明町伊崎田有明北 I C から曾於市末吉町南之郷末吉 I C まで	を

志布志道路)

一般県道飯野松
山都城線（都城
志布志道路)志布志市有明町伊崎田有明北 I C から曾於市末吉町南之
郷（宮崎県境）まで

に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。